

令 和 2 年 1 2 月 3 日

外来機能の明確化・連携、かかりつけ医機能の強化等に関する報告書（案）

令和 年 月 日

医療計画の見直し等に関する検討会

I. はじめに

- 本年 1 月の社会保障審議会・医療部会において、全世代型社会保障検討会議の中間報告（令和元年 12 月）を踏まえ、外来機能の明確化・連携、かかりつけ医機能の強化等について、本検討会で専門的かつ集中的に検討を進めることとされた。また、中間報告のうち、医療保険に関する事項は、本検討会や医療部会における外来機能の明確化・連携等の議論を踏まえ、医療保険部会等で検討することとされた。
- これを受け、本検討会においては、2 月以降、医療部会の議論も踏まえながら、医療機関の規模ありきでなく、機能の観点から、外来機能の明確化・連携、かかりつけ医機能の強化等について、精力的に議論を重ねてきた。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大による議論の中止もあったが、6 回にわたり濃密な議論を行ってきたところであり、今般、以下のとおり、報告書を取りまとめるとした。厚生労働省においては、本報告書を踏まえた措置を講じるとともに、引き続き外来機能全体のあるべき姿に関する議論を深めていただくよう求めたい。

II. 外来機能の明確化・連携について

1. 現状及び課題

- 新型コロナウイルス感染症の流行により、我が国の医療については、入院、外来とも、大きな影響を受けており、まず、新型コロナウイルス感染症への対応を最重要の課題として取り組むことが必要である。
- 外来医療については、新型コロナウイルス感染症による患者の受診控えが生じており、新型コロナウイルス感染症による需要と供給への影響が短期的なものか継続的なものか注視する必要があるが、中長期的には、地域の医療提供体制は、人口減少や高齢化等により、地域差を伴いながら「担い手の減少」と「需要の質・量の変化」という課題に直面している。都市部では外来需要が増加する一方、多くの地域では外来需要が減少していくことが見込まれる。また、これまで入院で提供されていた医療が外来でも提供されるようになっており、外来医療の高度化も進展している。このような地域の外来を取り巻く状況の変化に対応して、地域で限られた医療資源をより効果的・効率

的に活用し、不足する医療機能の確保など、質の高い外来医療の提供体制を確保・調整していくことが課題となっている。

- また、高齢化の進展により、複数の慢性疾患を抱える高齢者が増加する中で、かかりつけ医機能を担う医療機関において、予防や生活全般に対する視点も含め、継続的・診療科横断的に患者を診るとともに、必要に応じて適切に他の医療機関に紹介するなど、かかりつけ医機能を強化していくことが課題となっている。新型コロナウイルス感染症への対応でも、高齢者や基礎疾患有する者は重症化するリスクが高いと報告されており、生活習慣病等に継続的・総合的に対応する、かかりつけ医機能の重要性は高い。
- 地域において主にかかりつけ医機能を果たし、地域包括ケアシステムの一翼を担っている医療機関があり、医療機能情報提供制度もあるが、患者の視点から見れば、医療機関の選択に当たり、外来医療の機能について情報が十分得られている状況とは言えない。また、患者にいわゆる大病院志向がある中で、再診患者の逆紹介が十分に進んでいないこと等により一定の医療機関において外来患者が多くなり、患者の待ち時間の長さや勤務医の外来負担等の課題が生じている。
- 新型コロナウイルス感染症に対応する中でも、地域の医療機関が役割分担・連携して必要な医療を面として提供することの必要性が改めて明らかになったところである。これまで、入院医療については、病床機能を明確化し、機能分化・連携を進め、地域で質が高く効率的な医療提供体制を構築するための取組を重ねてきたが、地域の医療全体を視野に入れ、外来医療や在宅医療も合わせて取り組む必要がある。
- 地域包括ケアシステムを推進する中、在宅医療の体制構築は、医療計画や介護保険事業(支援)計画等により進められているが、外来機能の明確化・連携については、これまで医療関係者の自主的な取組が進められてきたものの、地域によっては取組が進んでいないところもあり、これをさらに進めていくことが重要である。
- 外来機能は多様である一方、これまでデータを含めて、議論の蓄積が少ない。データの蓄積・分析には一定の時間を要するため、外来医療に関するデータを収集する仕組みを構築するとともに、地域の実情に応じた議論を進めるなど、地域において外来機能の明確化・連携を進めていくための仕組みが必要である。
- また、今後、外来医療に関するデータの蓄積・分析を行い、外来機能とは何かという本質的な議論を深めていくことにより、外来機能全体のあるべき姿を明らかにしていく必要がある。

2. 具体の方策・取組

(1) 全体の枠組み

- 人口減少や高齢化等により地域ごとに「担い手の減少」と「需要の質・量の変化」が進み、外来医療の高度化等も進んでいく中で、入院医療とともに、外来医療についても議論を進めていくことが必要である。その際、地域で限られた医療資源のよ

り効果的・効率的な活用に資すること、病床機能報告・地域医療構想に取り組んできた入院医療と関連が高いこと等を踏まえ、紹介患者を基本とする外来として、「医療資源を重点的に活用する外来」(仮称)に着目して、地域における外来機能の明確化・連携を図るとともに、かかりつけ医機能の強化を併せて議論することは、今後、外来医療全体の在り方について議論を進めていくために必要な第一歩である。

- 地域において外来機能の明確化・連携を進めていくため、各医療機関から都道府県に「医療資源を重点的に活用する外来」(仮称)に関する医療機能を報告することにより、地域ごとに、どの医療機関で、どの程度、「医療資源を重点的に活用する外来」(仮称)が実施されているかについて明確化を図った上で、その報告を踏まえ、地域における協議の場において、各医療機関の自主的な取組等の進捗状況を共有し、また、地域における必要な調整を行うこととする。
- その際、患者に対する分かりやすさの観点や地域での協議を進めやすくする観点から、「医療資源を重点的に活用する外来」(仮称)を地域で基幹的に担う医療機関を明確化する。これにより、
 - ・ 患者において、どの医療機関が紹介を受けて受診し、逆紹介で地域に戻ることになる医療機関か分かりやすくなること
 - ・ 地域の医療関係者において、紹介患者への外来を基本として、状態が落ち着いたら逆紹介により再診患者を地域に戻す役割となる医療機関についての認識の共有が図られること
 - ・ 自治体・保険者において、患者に外来医療のかかり方を周知・説明しやすくなることとなり、地域における患者の流れがより円滑になり、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師働き方改革に資すると期待される。
- 今回の地域において外来機能の明確化・連携を進めていくための仕組みは、これまで外来医療に関するデータや議論の蓄積が少ない中での取組の第一歩であり、今後の地域における取組や外来医療のデータ分析等を踏まえ、引き続き改善を図っていく必要がある。

(2) 「医療資源を重点的に活用する外来」(仮称)

- 「医療資源を重点的に活用する外来」(仮称)として、基本的に次の機能が考えられるが、具体的な内容は、今後さらに、地域医療の担い手も参画して、専門的に検討を進める場において検討する。
 - ① 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
 - ② 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
 - ③ 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来等）
- 「医療資源を重点的に活用する外来」(仮称)の呼称については、例えば、患者の立場からみた呼称として、紹介状の必要な外来や紹介を基本とする外来ということではないかなどの意見があった。今般の見直しの趣旨を適切に表すことに留意しつつ、

国民の分かりやすさの観点から、今後さらに、地域医療の担い手も参画して、専門的に検討を進める場において検討する。

(3) 外来機能報告（仮称）

- 地域において外来機能の明確化・連携を進めていくに当たって、データに基づく議論を進めるため、病床機能報告を参考に、各医療機関から都道府県に、外来機能のうち、「医療資源を重点的に活用する外来」（仮称）に関する医療機能の報告（外来機能報告（仮称））を行うこととし、これにより、地域ごとに、どの医療機関で、どの程度、「医療資源を重点的に活用する外来」（仮称）が実施されているか明確化を図ることとする。
- 外来機能報告（仮称）に当たっては、入院医療と一体的に議論する観点や、医療機関等の負担軽減の観点から、病床機能報告と同様、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）を活用し、国から各医療機関に対して、当該医療機関の「医療資源を重点的に活用する外来」（仮称）に関する実施状況のデータを提供する。各医療機関においては、当該データを確認し、都道府県に、病床機能報告と一体的に「医療資源を重点的に活用する外来」（仮称）に関する実施状況の報告を行うこととする。
なお、外来機能報告（仮称）を行う医療機関の負担軽減のため、将来的に医療機能情報提供制度が全国統一システムとされた場合に医療機能情報提供制度のデータの活用も検討する。
- 外来機能報告（仮称）を行う対象となる医療機関は、制度の趣旨、医療機関の負担、データ集計の負担等にかんがみ、まずは、併せて報告する病床機能報告と同様、一般病床又は療養病床を有する医療機関を基本とし、無床診療所については、一部に、他の医療機関からの紹介患者も含め、高額な医療機器等による検査を集中的に実施する無床診療所もあることを踏まえ、任意で外来機能報告（仮称）を行うことができるのこととする。
- 外来機能報告（仮称）の具体的な報告事項については、今後さらに、地域医療の担い手も参画して、専門的に検討を進める場において検討する。

(4) 地域における協議の仕組み

- 地域における外来機能の明確化・連携に向けて、都道府県の外来医療計画において、現在記載されている外来医療の情報可視化等に加えて、「医療資源を重点的に活用する外来」（仮称）に関する医療機能の明確化・連携を位置付ける。外来機能報告（仮称）を踏まえ、地域における協議の場において、不足する医療機能の確保を含め、各医療機関の自主的な取組等の進捗状況を共有し、また、地域における必要な調整を行うこととする。

なお、現在の外来医療計画において、外来医師多数区域の新規開業者に地域で不足する外来医療機能を担うことを求めることとされており、地域で不足する外来医療機能について地域の協議の場で検討するに当たっては、外来機能報告（仮称）によるデータ等を活用することも考えられる。

- 地域における協議の場としては、外来機能の明確化・連携を入院医療と一体的に議論する観点等から、地域医療構想調整会議を活用できることとする。協議に当たっては、医療現場が混乱しないよう配慮しながら、国が可能な範囲で地域ごとの将来の「医療資源を重点的に活用する外来」(仮称)の需要を参考値として示すこととし、地域において、地域の実情に応じてこれを活用することとする。
- 地域における外来機能の明確化・連携を進めていく中で、地域での協議を進めやすくする観点や、国民・患者の分かりやすさの観点から、「医療資源を重点的に活用する外来」(仮称)を地域で基幹的に担う医療機関を明確化する仕組みを設け、その方法として、外来機能報告(仮称)の中で報告することとする。また、紹介患者への外来を基本とする医療機関であることが患者に分かるよう、広告可能とする。
- 「医療資源を重点的に活用する外来」(仮称)を地域で基幹的に担う医療機関の報告に当たっては、(2)①～③の割合等の国の示す基準を参考にして、地域の協議の場で確認することにより、地域の実情を踏まえることができる仕組みとする。
- 「医療資源を重点的に活用する外来」(仮称)を地域で基幹的に担う医療機関の呼称や、国の示す基準は、今後さらに、地域医療の担い手も参画して、専門的に検討を進める場において検討する。
- また、診療科ごとの外来医療の分析、紹介・逆紹介の状況の分析等については、地域における協議の場での議論も視野に入れながら、今後さらに、地域医療の担い手も参画して、専門的に検討を進める場において検討する。その際、特に、再診患者の逆紹介が適切に進むように配慮することが重要である。
- 病床機能報告・地域医療構想では様々な都道府県知事の権限が設けられているが、外来機能の明確化・連携に関しては、対象医療機関が外来機能報告(仮称)の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は報告徴収又は報告内容是正の命令ができ、これに医療機関が従わない場合はその旨を公表することとする。
- 地域医療支援病院は、かかりつけ医等への支援を通じて地域医療の確保を図る医療機関であり、紹介患者に対する医療提供のほか、医療機器等の共同利用、救急医療の提供、地域の医療従事者に対する研修等が要件とされている。一方で、「医療資源を重点的に活用する外来」(仮称)を地域で基幹的に担う医療機関については、地域における患者の流れをより円滑にする観点から、特定機能病院や地域医療支援病院以外に、紹介患者への外来を基本として、状態が落ち着いたら逆紹介により再診患者を地域に戻す役割を担う医療機関を明確化するものであり、紹介患者に対する医療提供という観点では役割が一部重複することとなる（なお、「医療資源を重点的に活用する外来」(仮称)を地域で基幹的に担う医療機関について、国の示す基準は、今後さらに、地域医療の担い手も参画して、専門的に検討を進める場において検討する）。特定機能病院や地域医療支援病院以外であっても、地域の基幹的な医療機関につい

て、紹介患者への外来を基本とする医療機関として明確化されることが重要である。

III. かかりつけ医機能の強化、外来医療における多職種の役割、外来医療のかかり方に 関する国民の理解の推進

1. 現状及び課題

- かかりつけ医機能については、日本医師会・四病院団体協議会合同提言「医療提供体制のあり方」（平成 25 年 8 月）で一定の機能が示されている。
- 高齢化の進展により、複数の慢性疾患を有する高齢者が増加する中、予防や生活全般に対する視点も含め、継続的・診療科横断的に患者を診るとともに、必要に応じて、患者の状態に合った他の医療機関を紹介するなど、かかりつけ医機能の強化が求められている。新型コロナウイルス感染症への対応でも、高齢者や基礎疾患を有する者は重症化するリスクが高いと報告されており、生活習慣病等に継続的・総合的に対応する、かかりつけ医機能の重要性は高い。
- かかりつけ医機能の普及に向けた取組が医療関係団体を中心に進められており、地域において主にかかりつけ医機能を果たし、地域包括ケアシステムの一翼を担っている医療機関があり、医療機能情報提供制度もあるが、患者の視点から見れば、かかりつけ医機能のイメージも様々であり、また、医療機関を選択するに当たって、外来機能の情報が十分得られている状況とは言えない。
- 外来医療においては、地域や医療機関・薬局等で、多職種が連携して、それぞれの専門性を発揮し、チームとして役割を果たしている。
- 「上手な医療のかかり方を広めるための懇談会」において、「医療危機」は国民全員が考え、取り組むべき重要な問題として、「『いのちをまもり、医療をまもる』国民プロジェクト宣言！」（平成 30 年 12 月）が取りまとめられ、市民、行政、医師/医療提供者、民間企業のアクションの例が整理され、現在、様々な関係機関・団体により、上手な医療のかかり方を広めるための取組が行われている。
- そうした中で、新型コロナウイルス感染症が流行し、受診や健診・予防接種を控えるという事態がみられている。健康への悪影響が懸念される中で、国民・患者に対して、医療機関での感染防止の取組を周知するとともに、かかりつけ医や自治体に相談して、必要な受診や健診・予防接種を行うよう呼びかけを行っており、引き続き、患者の受診動向等を注視し、医療のかかり方に関する広報に取り組む必要がある。

2. 具体の方策・取組

(1) かかりつけ医機能の強化

- 高齢化の進展により、複数の慢性疾患を有する高齢者が増加する中、かかりつけ医機能の強化が求められている。また、外来機能の明確化・連携を進めていくに当たつ

ては、紹介患者への外来を基本とする医療機関の明確化とともに、かかりつけ医機能を強化することで、患者の流れをより円滑にしていく必要があり、かかりつけ医機能の質・量の向上を図っていくため、以下の方策に取り組んでいく。

① かかりつけ医機能について、日本医師会・四病院団体協議会合同提言（平成25年8月）、地域における実践事例等を踏まえ、予防や生活全般の視点、介護や地域との連携、休日・夜間の連携を含め、地域においてどのような役割を担うことが求められているかを整理していくことが求められている。このため、かかりつけ医機能を発揮している事例等を調査・研究し、かかりつけ医機能に係る好事例の横展開を図る。その際、かかりつけ医機能を発揮するに当たって、地域における研修等で病院と診療所の医師等が顔の見える関係を構築していることが重要であることに留意する。

また、精神科において患者が救急受診をしたときに主治医と連絡がとれずに困ることがあるとの意見を踏まえ、地域で診療時間外の対応が適切に図られるよう、地域の実情に応じて外来医療計画の協議の場で検討することを、外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドラインにおいて促す。

② 医療関係団体によるかかりつけ医機能を強化するための研修等について情報収集を行い、研修等の内容や研修等を受けた医師のかかりつけ医機能を発揮している実践事例等を国民に周知し、かかりつけ医機能に係る国民の理解を深めるなど、かかりつけ医機能の強化のための取組を支援する。

③ 医療機能情報提供制度について、国民・患者がかかりつけ医機能を担う医療機関等を探しやすくする、医療機関の具体的な機能を分かりやすくする、医療機関の負担を軽減する、効率的なシステムとする等の観点から、統一的で分かりやすい検索システムを検討するとともに、医療機能情報提供制度の周知に取り組む。なお、医療機能情報提供制度のあり方は、医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会において、引き続き検討を進める。

(2) 外来医療における多職種の役割

○ 外来医療においては、医療機関・薬局など様々な領域・場において、多職種が連携して、それぞれの専門性を発揮し、チームとして役割を果たしており、以下のようないくつかの役割・連携が重要であり、これらを推進していく必要がある。

〔歯科医療〕

○ 地域包括ケアシステムの中での外来医療では、高齢化や過疎化等の地域の状況を踏まえながら、周産期・幼児期から高齢期までのライフステージに応じた継続管理や重症化予防のための適切な歯科医療の提供及び保健指導等を行う、かかりつけ歯科医の重要性が増している。また、がん患者等の周術期等口腔機能管理、糖尿病や歯周病等の医科歯科連携、歯科疾患の予防を含めた地域における歯科保健活動、患者の居宅・介護施設・病院への訪問歯科診療等の機能が求められている。

- 今後、地域の歯科診療所と病院間の連携を推進するとともに、外来医療におけるかかりつけ歯科医の機能を明確化する観点からも、病院歯科が果たすべき機能や病院歯科の設置に関する議論を行うことが重要である。

[薬剤師、薬局]

- 地域包括ケアシステムの中で、薬剤師、薬局は、薬局薬剤師と病院薬剤師の連携も含め、医療機関等と連携し、専門性を發揮して、安全かつ有効な薬物療法を切れ目なく提供する役割が求められており、外来医療においては、調剤時に加えて、調剤後の継続的な服薬指導、服薬状況等の把握を行い、医療機関やかかりつけ医と連携することが重要である。
- かかりつけ薬剤師・薬局として、医薬品等の使用についての適切な情報提供、かかりつけ医等への適切な受診勧奨、服薬状況の一元的かつ継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導、処方医に対する薬学的知見に基づく処方内容の照会など、かかりつけ医と連携して、安全で安心な薬物療法を提供していくことが重要である。

[看護]

- 外来医療は、医師や看護職員をはじめとしたチームで担っており、看護職員は外来の機能に合わせて専門性を発揮し、看護を実施している。外来において看護職員は、医療と生活の両方の観点から患者・家族等に療養指導や支援を行っている。特に、複雑で解決困難な課題を持つ患者・家族等には、患者のライフスタイルや家庭の状況等に合わせた療養指導、相談対応や専門的支援を担当の看護職員が継続的に実施している。
- 医療が「病院完結型」から「地域完結型」に変わりつつある中で、外来における生活習慣病等の重症化予防・再発防止の重要性が高まっており、在宅療養生活の継続、身体症状やQOLの改善、医療の効率化に貢献する看護職員による療養指導や支援をさらに推進していくことが重要である。

(3) 外来医療のかかり方に関する国民の理解の推進

- 外来機能の明確化・連携を進めていくに当たっては、国民・患者においても、かかりつけ医をもち、日常的にはかかりつけ医機能を担う医療機関を受診して、必要に応じて、状態に合った他の医療機関を紹介してもらうなど、外来医療のかかり方に関する理解を深めることが重要であり、以下の取組を行っていく。
 - ① 外来医療のかかり方について、国民にとって分かりやすい形で周知・啓発を進めていくため、「『いのちをまもり、医療をまもる』国民プロジェクト宣言！」を踏まえ、引き続き、国において関係機関・団体の周知・啓発を支援する。例えば、国において、高齢者や子どもなど周知対象を踏まえながら、上手な外来医療のかかり方のポイント、かかりつけ医をもつことのメリット等を整理し、関係機関・団体が周知・啓発に活用できるツールを作成するとともに、周知・啓発の好事例を示すなど、そ

れらの周知・啓発ツール等の展開方法の共有を図る。また、国においても、医療関係団体等の協力の下、かかりつけ医をもつことなど、国民・患者に対して積極的に周知・啓発に取り組む。

- ② 外来機能の明確化・連携を図る取組の中で、「医療資源を重点的に活用する外来」(仮称)を地域で基幹的に担う医療機関を明確化する仕組みを設け、患者において、どの医療機関が紹介を受けて受診し、逆紹介で地域に戻ることになる医療機関か分かるようにする。

(参考)

医療計画の見直し等に関する検討会 検討経過

2月28日

- ・外来医療の機能分化・連携に関する当面の検討の進め方について
- ・外来医療を取り巻く現状と検討の方向性について
- ・かかりつけ医機能の強化について
- ・外来医療のかかり方に関する国民の理解の推進について

3月13日

- ・外来機能の明確化について
- ・かかりつけ医機能の強化、外来医療における多職種の役割について

3月18日

- ・外来機能の明確化について

10月30日

- ・外来機能の明確化・連携、かかりつけ医機能の強化等について

11月19日

- ・外来機能の明確化・連携、かかりつけ医機能の強化等について

12月3日

- ・外来機能の明確化・連携、かかりつけ医機能の強化等に関する報告書（案）について

(参考)

医療計画の見直し等に関する検討会 構成員名簿

(敬称略。五十音順)

	氏名	所属・役職
●	今村 聰	公益社団法人日本医師会副会長
	今村 知明	奈良県立医科大学教授
◎	遠藤 久夫	学習院大学経済学部教授
	尾形 裕也	九州大学名誉教授
	岡留 健一郎	一般社団法人日本病院会副会長
	荻野 構一	公益社団法人日本薬剤師会常務理事
	織田 正道	公益社団法人全日本病院協会副会長
	加納 繁照	一般社団法人日本医療法人協会会长
	城守 国斗	公益社団法人日本医師会常任理事
	幸野 庄司	健康保険組合連合会理事
	櫻木 章司	公益社団法人日本精神科病院協会常務理事
	佐藤 保	公益社団法人日本歯科医師会副会長
○	田中 滋	埼玉県立大学理事長
	中島 誠	全国健康保険協会理事
	野原 勝	岩手県保健福祉部長
	山口 育子	認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長
	吉川 久美子	公益社団法人日本看護協会常任理事

※ ◎ 座長 ○ 座長代理 ● 専門構成員